

平成26年11月20日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

議会運営委員会委員長 桑原義隆

## 委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 派遣期間 平成26年10月23日(木)～24日(金)
- 2 派遣場所 静岡県島田市議会 愛知県岩倉市議会
- 3 調査事件 (1) 議会基本条例の見直しに関する調査研究について  
(2) 議会基本条例の検証及び見直しについて  
(3) 議会改革に向けた取組について
- 4 派遣委員 桑原義隆 山田弘己 山田正弘 井上充生 上原しのぶ  
下村晴意 吉波伸治 塩見牧子 浜田佳資 吉村善明
- 5 概要 別紙のとおり

## 生駒市議会 議会運営委員会視察報告

### 【目的】

これまで、生駒市議会は、二元代表制のもと、その役割と責務を踏まえ、市民に開かれた信頼される議会として、市民との情報共有や議案審議の充実、政策立案と提言のための調査活動の充実に取り組んできた。この取組をより確かなものとして推進するため、今期の改選後間もない、平成23年6月定例会において、議会改革特別委員会を設置し、「生駒市議会基本条例」の制定に向けた様々な協議が行われた。その後、基本条例素案を全議員で確認し、市民への説明会やパブリックコメントを経て届けられた意見を踏まえながら、市民の信頼と負託に応える議会の実現に向け、全力を傾注し、かつ揺るぎなく取り組む決意のもと、本市議会の現在、また未来に向け、更なる飛躍を果たすための礎となる議会基本条例を、平成25年12月定例会において全会一致により制定し、平成26年1月1日から施行している。

議会基本条例では、不断に改革に取り組むことを決意するとともに、条例制定が決して改革のゴールではなく、ここからが新たな改革のスタートであることを市民に対し発信し、継続性をもって改革に取り組むために制定したものであったことから、次期に向けた同条例の検証及び見直しの協議を行うことは、今任期の議会の努めでもあるため、条例施行から1年を経過する平成27年1月に向けて、静岡県島田市議会及び愛知県岩倉市議会を調査し、今後の本市議会基本条例の検証及び見直しの参考とするものである。

静岡県島田市議会 平成26年10月23日(木) 午後1時～2時30分

### 島田市の概要

島田市は、平成17年5月5日に、旧島田市と旧金谷町が合併し、新しく島田市が誕生した。さらに、平成20年4月1日、島田市は川根町と合併し、101,585人（平成25年6月末現在）の人口となった。島田市は、静岡県のほぼ中央に位置し、北には南アルプスへ続く山々が連なり、南西には緑豊かな牧之原台地が広がっており、また、南アルプスに源を発し、駿河湾にそそぐ大井川が、市内を流れている。市の南部に位置する富士山静岡空港をはじめ、東名高速道路へは吉田インターチェンジからアクセスが可能であり、東西軸である国道1号バイパス、南北軸である国道473号バイパスの

整備も進んでいる。平成24年4月には、新たな交通ネットワークとなる新東名高速道路が開通し、島田金谷インターチェンジを利用したアクセスの向上が期待され、国内はもとより海外へつながる交通の結節点として注目されている。

## 1 議会基本条例の見直しに関する調査研究について

### (1) 調査研究の方法（委員会における協議の進め方）について

#### ① 議会運営委員会における検討

平成22年11月から平成23年5月にかけて、委員に意見を出してもらい、問題点を議論し、論点整理を行ったのち、協議を重ね、検討のための委員会を9回開催された。

#### 議会運営委員会での協議結果

主に前市長及び現市長から要望のあった「反問権」について検討を行い、議会案として、趣旨確認を認めることが提示されたが、執行部側との協議が不調に終わったため、実現されなかった。

#### ② 議会改革に関する特別委員会における検討

平成24年6月29日に、議会基本条例の見直しに関する調査研究について協議を行う「議会改革に関する特別委員会」が設置されたことから、議長からの諮問を受けて、同年7月から翌年3月にかけて、合計7回の委員会が開催され、条文を1文ずつ検討し、現状と照らし合わせ協議された。

## 2 議会改革に関する特別委員会での調査研究概要について

### 第1回委員会（平成24年6月29日）

正副委員長の互選

### 第2回委員会（平成24年7月27日）

調査の進め方と今後の日程について協議し、先進地の事例を調査するため、千葉県流山市議会及び茨城県取手市議会に対する調査を行うことが決定された。

### 第3回委員会（平成24年8月28日）

島田市議会基本条例の問題点の洗い出しのため、流山市、取手市、鳥羽市の議会基本条例と比較しながら各条文の検討をすることとされた。

#### (1) 前文について

先進地においては、「市民への公開」の文言を使用しているが、島田市では、「市民との距離をより近づけるよう、不断の努力を積み重ねていくことが必要である。」との部分に「市民への公開」が含まれていることから、表現上の違いはあるが、特に委員から意見はなかった。

#### (2) 第1条（目的）について

委員からの意見はあったが、特に問題なく現行どおりとすることとした。

#### (3) 第2条（議会の活動原則）について

第4号に、「市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、これらの情報を積極的に発信すること。」とあり、発信に対する意見として、議会だより、議会報告会を行っているが、本会議等のインターネットによる公開（中継）やホームページ上での情報公開等には課題があるとした。

#### (4) 第3条（議員の活動原則）について

第12条に議員相互の討議が規定してあるため、そちらで協議することとした。

#### (5) 第4条（会議の公開）について

この条文は、先進市にはない条文である。島田市では、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、議員連絡会とすべて公開しており、いまだに会議が公開されていない市区町村が多い中で、評価すべき現状である。ただし、会派代表者会議の公開については、人事案件等を取り扱う会議であることから、引き続き非公開とすることとした。

#### (6) 第5条（議会の活動に関する資料の公開）について

議会から執行部に請求した資料については、議会図書室で閲覧が可能であることから、現状のままとする。

**(7) 第6条（議案に対する賛否の公表）について**

一つの論点に議員個々の賛否を公表することはどうかとの意見もあるが、市民に対し賛否を公表することで、議員としての立場を知らせるためには重要であるとして、現状のままとする。

**(8) 第7条（議会報告会等の開催）について**

議会報告会を今後どのように行うべきかを議論していかなければならない。若年層や女性の参加者が少ないことは重要な検討課題である。第2項に意見交換会の開催について規定しているが、現在は、民間保育園協会との意見交換だけで、それに続く団体がなく、自治連合会や商工団体等との意見交換を行う場が必要であるとともに、その他の各種団体等へ拡大していくことが重要な課題である。

**第4回委員会（平成24年9月25日）**

第3回に引き続き、問題点の洗い出しを行うため、協議が行われた。

**(9) 第8条（事務執行の監視）について**

議会の役割ということであり、現状のまま。

**(10) 第9条（市長が立案する政策の調査）について**

議会基本条例原案において、第9条に市長が立案する政策の調査を規定し、関連して次条に議案に係る資料の請求を規定していたが、執行部側との調整により条例としての第9条（市長が立案する政策の調査）と会議規則第35条の2に分けて規定した経過がある。原案どおり本条例に規定すべきとの意見とする。また、議会基本条例とは別条例とした「島田市基本計画の議決に関する条例」についても、基本条例に規定すべきとの意見とする。

**(11) 第10条（議員による資料請求）について**

議会として執行部に資料は要求しても、議員として同様の要求をする規定は先進市にはなく、評価すべき点である。

**(12) 第11条（会派の結成）について**

特に問題はなし。

**(13) 第12条（議員相互の討議）について**

課題は運用面についてであり、通告による討論だけに終わるのではなく、自由に賛成・反対を述べる機会を与えるべきとの意見もあるが、そこまで踏み込んで行っていない現状も踏まえ、目的に沿うよう議員が努力をすることとする。

**(14) 第 13 条（調査制度等の活用）について**

課題は運用面についてである。ただし、意見書や陳情の場で代表者の意見を聴くことは、一步進んだ運用となった。

**(15) 第 14 条（政務調査（活動）費の活用）について**

平成 24 年 9 月 5 日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、政務調査費が政務活動費に名称を変更されたため、全国市議会議長会からの標準的な参考条例案に基づいて「島田市議会政務調査費の交付に関する条例」等を改正することとした。

**(16) 第 15 条（議会図書室の管理運営等）について**

特に問題はなし。

**(17) 第 16 条（研修の充実）について**

平成 23 年度に引き続き、議員研修会を開催している。

**(18) 第 17 条（議会事務局の整備）**

特に問題はなし。

**(19) 第 18 条（検討）について**

基本条例の目標達成事項の検討を行うことは規定してあるが、検討機関が明文化されていない。議会運営委員会やそのための特別委員会を設置する等、条文中に明文化すべきとの意見があった。

以上のとおり、各条文における内容の検討を行い、運用面での課題は残るものの、多くは目的が達成されていると確認された。しかし、継続事項となっていた「反問権」については、平成 23 年に執行部側へ一定の条件を付けて認める方向で話を進めていたものの、調整が整わず進展しなかった経緯を踏まえて、先進市との比較の中で、取り上げていくべきとの意見のほか、議

案に係る資料要求部分に併せ、島田市基本計画の議決に関する条例についても基本条例に規定できなかつたとして、改めて検討すべき項目を定め、その実現に向けた検討を行うこととされた。

- ① 反問権の執行部側への付与について。
- ② 市長が立案する政策の調査に関連する島田市議会会議規則第35条の2（議案に係る資料の要求）を基本条例中に規定すること。
- ③ 島田市基本計画の議決に関する条例について基本条例中に規定すること。

の以上3項目は、先進市視察を行うことで、より具体的な議論をするものとされた。

#### 第5回委員会（平成24年11月19日）

先進市（流山市議会・取手市議会）での調査を受けて、島田市議会が基本条例の実状と比較検討した上で、結論付けていくこととした点については、まず、反問権の付与は、確認や論点整理なら認めるという賛成意見と、何を行ってもよいという賛成意見、また、全く認めないという反対意見をもって、協議することとした。

次に、市長が立案する政策の調査に関連する（議案に係る資料の要求）を基本条例で規定することについては、会議規則第35条の2で規定されている当該項目を基本条例での規定にすることと、新たに2項目を条文の中に規定したい意見が出されたため、協議することとした。また、基本条例とは別に条例化してある「島田市基本計画の議決に関する条例」を、基本条例中に規定することの意見が出され、各会派に持ち帰り調整した結果を、次の委員会で協議することとした。

#### 第6回委員会（平成24年12月20日）

第5回で議論された会派の意見を集約して結論付けていくこととした。

##### ① 反問権の執行部側への付与について

執行部に反問権を認めるか否かについては、確認のための反問だけでなく、反論も含め認めていく、確認のみの反問とする、反問は認めない、を協議に挙げ、各会派の意見を集約する中で、認めていくべきとの意見や、現状を踏まえルール化をすべきとの意見、また、反問と反論の定義が不明確である等の意見があり、執行部への反問権を認めるためには、全会一致

が望ましいため、実現は困難であるとの結論から、次年度以降の検討課題とすることに決定した。

**② 市長が立案する政策の調査に関連する島田市議会会議規則第35条の2（議案に係る資料の要求）を基本条例中に規定すること**

会議規則第35条の2（議案に係る資料の要求）は、基本条例素案作成時において規定されていたが、執行部側との調整において、会議規則による規定とすることで合意を図った経緯があったが、今回の意見に対しては、規則としての効果があるため現状問題ないとの意見や、基本条例素案作成時に立ち返り条例化すべきであるとの意見があり、意見調整が困難をきたす中で、資料要求を求める範囲（各号で規定）を「政策の立案の過程における市民の参加に関する事項」と「将来にわたる政策の効果及び費用に関する事項」を追加することに決定した。

**③ 島田市基本計画の議決に関する条例について基本条例中に規定すること**

本件も②と同様に、基本条例素案作成時には規定されていた条文ではあるが、後の協議によって別条例として独立した経緯があり、実質効力が異なるものではないため、今回は結論を出さずに、今後の検討課題とする。

政策の調査の項目は、先進市と比較して具体的な項目が規定されていないことから、資料要求については、会議規則での規定ではなく、基本条例に規定すべきものであるとの意見があった。

**第7回委員会（平成25年3月11日）**

第6回で議論された島田市議会会議規則第35条の2（議案に係る資料の要求）に、「政策の立案の過程における市民の参加に関する事項」と「将来にわたる政策の効果及び費用に関する事項」を追加することで、要求事項の具体性を持たせることを再度確認し、協議を終了した。

**議会改革に関する特別委員会での協議結果**

議会からの議案に係る資料要求について、議案審議の論点を明確にするため「政策の立案の過程における市民の参加に関する事項」と、「将来にわたる政策の効果及び費用に関する事項」の二つを加えるように会議規則を改正された。



### 3 議会改革に向けた取組について

#### (1) 具体的な取組事例について

##### ① 議会基本条例に明示したもの、同時に会議規則等を改正したもの

- ・本会議、常任委員会以外の会議の公開
- ・本会議以外の会議録の公開
- ・議会の活動に関する資料の公開
- ・議案に対する議員の賛否の公表
- ・議会報告会の開催
- ・市長が立案する政策の調査（議会からの資料要求）
- ・議員による資料要求
- ・議員相互の討議
- ・調査制度の活用、議員研修の充実
- ・一般質問における一問一答方式、包括方式の選択制
- ・委員長による委員長報告の作成

##### ② 議会基本条例制定後に変更したもの

- ・議員定数（平成17年27名⇒平成20年23名⇒平成25年20名）
- ・費用弁償（固定額⇒37円/kmの実費）
- ・議場インターネット放映（平成26年6月定例会から）

#### (2) 現在、協議されている議会改革に向けた取組について

- ・予算・決算特別委員会の設置
- ・常任委員会ごとに開催日を変更する⇒委員外議員の傍聴を可能にする
- ・タブレット端末の導入
- ・自由討議の充実

#### 【委員の意見】

- 検証及び見直しを議会運営委員会で実施するか、特別委員会を設置して実施するかは、議会基本条例を制定してからの期間や大きな検討課題が明らかになっているかを勘案して、議会運営委員会で判断すればよいと考える。なお、大幅又は重大な変更の検討については、全会派・議員の意見を十分に検討する必要があるため、特別委員会を設置して行うべきである。

- 島田市議会において実施した検証及び見直しでは、委員会で条文ごとに検証を実施されていたが、必要と指摘のある条文だけを取り上げての議論でよいのではないかと考える。そのように実施するためには、それまでに各党派・議員の十分な検討が求められる。
- 検証及び見直し方法としては、島田市議会と同様に逐条ごとに見直す方法と課題事項の関連条文だけ見直す方法が考えられるが、条文改正とは関係なく諸課題の改善に取り組むとともに、必要に応じて取り組むべきことを新たに条文に規定していくことが必要である。
- 統一地方選挙に伴う本市議会の改選は4月であるため、新人議員への周知徹底や実践の中での認識・理解を深める必要があることから、検証時期については、年度末もしくは、年明けがよいと思われる。
- 島田市議会では、最初の議会運営委員会での見直し検証を別にすると、議員任期の中間時点（改選後2年経過時）に議会改革特別委員会を設置し、検証及び見直しを実施し、議員任期に合わせて、4年に一度の特別委員会で基本条例を諮ることとしていることは、合理的な方法ではないかと考える。
- 議員任期の中間時点に見直し検証することは、新人議員や新たな条例による市議会施策の運営定着化を鑑みると、合理的な方法でもある。
- 島田市議会では、基本条例を制定して3年3ヶ月後によく逐条検討を実施していることを踏まえると、本市議会条例についても、島田市議会と同様、最初の見直し検証では、逐条検証ではなく、議員間で問題点を議論し、進めることが妥当ではないかと考える。
- 本市議会基本条例は、平成26年1月1日に施行されており、施行から約1年前後の範囲で逐条検証することは、特別委員会だけでも、約2年間で26回の開催をし、当委員で議論を交わした背景を鑑みれば、合理的ではないと考える。
- 本市議会では、逐条解説において、毎年度1回の検討を行うことを想定しているが、現状と条例との比較によって生じる見直しの内容によっては、長

期にわたる協議を必要とすることも考えられることから、毎年度1回の検討に捉われるのではなく、制度設計や制度整備を確固たるものとするために、2年ごとの検証及び見直しなどに変更することも検討すべきではないかと考える。

- 島田市議会基本条例第10条の議員による資料要求を本市議会でも取り入れることを検討すべきであると考ええる。
- 委員会・議員による資料請求については、一般質問や委員会審査において、事前に意見の根拠となるデータを入手する必要があるが、本市では、各担当課の判断で資料の出し方が異なり、また、全庁的に管理されている資料がないことから、各担当部課に資料の開示を依頼しなければならない。場合によっては情報開示請求を要し、情報開示については、開示までに時間がかかることから、議案が提出されてから審査までに資料が間に合わないこともあるため、法律上の資料提出義務が理事者側にはないとはいえ、協議のうえ資料請求をできるしくみを整備することは、議会の審査機能の向上につながるものと考え、参考とすべき取組である。
- 議案に係る資料については、本市議会では、必要なものは丁寧な資料や説明書が添付されているが、議案以外に係る資料について要求ができる取組は、参考とすべきである。
- 議案審査に関わる資料を要求する権利が条例で保たれていることは、議員の利益となることから、運用は別途協議するとしても、当条例については、本市議会基本条例の見直し検証の際の審査事項としてもよいのではないかと考える。
- 「反問権の付与」に対する考え方は、本市議会と同様であり、今後においても現状の取扱いでよいと思われる。
- 議会報告会において、テーマ別に関係者を対象にしている取組は成功しているとの評価であったことから、本市議会でも実施を検討すべきである。

- 島田市議会の議会報告会では、年2回（5月、11月）の開催を実行し、一般市民を対象とするだけでなく、各種団体（老人クラブ、商工会議所、青年団等）を対象として、議会報告会への参加者数のみならず、出席者層（年齢、男女等）の拡大を実現しており、本市議会も市民懇談会においては、未だ各種団体を対象とした開催には至っていないことから、参加者数及び参加者層の拡大を推進するのであれば、島田市議会の事例が大いに参考となる。
  
- 島田市議会の議会基本条例の見直しの調査研究において、議会運営委員会や議会改革に関する特別委員会で一定の年月をかけて問題点を出し合い論議し改正されたが、それらの内容については、本市議会では既に実施されているものが大半であった。

## 岩倉市の概要

岩倉市は、愛知県の北西部にあり、名古屋市の北西10km圏に位置し、名鉄犬山線及び地下鉄鶴舞線によって名古屋都心と直結する、交通の利便性の高い住宅都市である。昭和40年代以降、名古屋市のベッドタウンとして、住宅公団岩倉団地の建設等により急速に人口が増加し、昭和46年12月1日に市制がひかれた。

県内で最も面積の狭い市であり、全国でも10番目に面積の狭い市となっている。県内では弥富市、高浜市に次いで人口の少ない市であるが、人口密度は、名古屋市、大治町に次いで3番目に高いのが特徴で、ブラジル人の比率が人口の5パーセントを占める市となっている。

全域が都市計画区域となっており、名鉄岩倉駅周辺を中心に都市的な市街地が広がり、市の中心部に五条川が流れ、兩岸の桜は『日本のさくら名所百選』にもなっており、周縁部には田園風景が広がり、コンパクトな市域に都市と田園が共存する、居住環境として最適な都市といえる。

## 1 議会基本条例の検証及び見直しについて

### (1) 調査研究の方法（委員会における協議の進め方）について

#### ① 議会運営委員会における検討

平成22年11月から平成23年5月にかけて、委員に意見を出してもらい、問題点を議論し、論点整理を行ったのち、協議を重ね、検討のための委員会を9回開催された。

#### ② 議会改革特別委員会における検討

前回の地方統一選挙による改選後に議会基本条例を施行し、条例を具現化するために、議員全員が委員である議会改革特別委員会を設置し、平成23年度は21回、平成24年度は20回、平成25年度は14回委員会を開催し、逐条に基づいて検証を行ってきた。

## 2 議会改革特別委員会での検証及び見直しの概要について

### (1) 平成23年度での検証及び見直し概要

#### ① 第2章「議会及び議員の責務と活動原則」

- ・ 執行部に対して、「住宅リフォーム等助成制度」の政策提案を行った。
- ・ 第4条 議会の責務と活動原則の第1号において、「議会の公平性、透明性を確保し」と規定していることから、検証の結果、市議会だよりを2色刷りとし、ページ数の増加により、多くの情報を掲載した。
- ・ 第4条 議会の責務と活動原則の第4号において、「わかりやすく工夫した議会運営」と規定していることから、平成23年11月に議会報告会を2回開催するとともに、本会議の録画中継のインターネット配信と議案質疑における一問一答方式を導入した。
- ・ 第5条 議員の責務と活動原則の第1号において、「議員相互間の自由な討議を重んじる」と規定していることから、委員会等において議員間討議を行った。
- ・ 第7条 議会図書室の充実において、「議会図書室を適正に管理し」と規定していることから、図書室規程を次年度において策定することとした。
- ・ 第9条 政務活動費（検証当時は政務調査費）の執行及び公開において、「政務調査費の用途及び調査研究の結果については、市民に積極的に公開し」と規定していることから、今後、政務調査費の用途をホームページに掲載することとした。

## ② 第3章「市民と議会の関係」

- ・ 第10条 市民参加及び市民との連携の第4項において、「議会は、市民との意見交換の場を設ける」と規定していることから、平成24年5月13日に意見交換会を開催した。
- ・ 第11条 広報広聴機能の充実の第1項において、「議案等に対する各議員の態度の公表」と規定していることから、市議会だよりへの掲載を開始した。

## ③ 第5章「議会運営」

- ・ 第19条 委員会の運営の第2項において、「市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行う」と規定していることから、議会報告会等で出された市民の意見に基づいて、常任委員会等で協議した。

#### ④ 第6章「議会事務局の体制整備」

- ・第21条 議会事務局の機能の第1項において、「事務局の機能を強化する」と規定されていることから、市長に事務局職員の増員を申し入れた。

#### ⑤ 第7章「災害時の対応」

- ・第22条 災害対応の第2項において、「地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し」と規定していることから、市議会における災害発生時等の活動要綱を制定した。
- ・第22条 災害対応の第3項において、「各種講習会に参加し、知識技能の習得に努める」と指定していることから、防災ボランティアコーディネーター養成講座に全議員が参加した。

#### ⑥ 第8章「議員の政治倫理」

- ・第23条 議員の政治倫理の第2項において、「政治倫理に関しては、別に定める」と規定していることから、平成24年3月に「岩倉市議会議員政治倫理条例」を制定した。

#### ⑦ 第9章「補則」

- ・第25条 検証及び見直しの第1項において、「特別委員会において年1回以上検証する」と規定していることから、検証を1回実施し、公表した。
- ・第25条 検証及び見直しの第2項において、「この条例の改正を含め、適切な措置を講ずる」と規定していることから、一部条項の改正と、新たに「議員報酬」について規定した。

### (2) 平成24年度での検証及び見直し概要

#### ① 第2章「議会及び議員の責務と活動原則」

- ・第6条 議員研修の充実強化において、「議員研修の充実強化に努める」と規定していることから、議会広報特別委員会委員が議会だより作成の研修に参加するとともに、「岩倉市自治基本条例における議会及び議員の役割とその責務」というテーマで四日市大学教授による講演会を開催した。
- ・第7条 議会図書室の充実において、「議会図書室を適正に管理」と規

定していることから、図書室規程を制定した。

- ・第9条 政務活動費の執行及び公開において、「政務活動費使途を積極的に市民に公開し」と規定していることから、平成23年度の政務活動費をホームページに掲載した。

## ② 第3章「市民と議会の関係」

- ・第10条 市民参加及び市民との連携第4項において、「市民等との意見交換の場を設ける」と規定していることから、議会報告会を3回実施した。
- ・第11条 広報広聴機能の充実の第1項において、「情報の提供に努める」と規定していることから、平成24年6月定例会から委員会会議録をホームページで公表した。
- ・第11条 広報広聴機能の充実の第2項において、「議会と市政に関心を持つよう努める」と規定していることから、定例会の日程を事前に市の広報紙に掲載するとともに、市議会だよりの編集方針を改正した。

## ③ 第4章「議会と市長等の関係」

- ・第12条 議会と市長等の関係において、「市長等の監視及び評価を行い」と規定していることから、議会独自の行政評価を実施するために、先進市の愛知県田原市議会への視察調査を行った。

## ④ 第5章「議会運営」

- ・第21条 代表質問において、平成25年3月定例会から、代表質問における総括方式を一問一答方式に変更した。

## ⑤ 第7章「災害時の対応」

- ・第23条 災害対応の第1項において、「災害対策本部と共に防災活動を実施する」と規定していることから、平成24年度防災訓練において、市議会災害対策支援本部を設置し、訓練に参加した。

## ⑥ 第9章「補則」

- ・第26条 検証及び見直しの第2項において、「地方自治法の改正に伴い、政務活動費条例の一部を改正した。



### 3 議会改革に向けた取組について

#### (1) 具体的な取組事例について

① 平成23年度から議会基本条例の検証及び見直しによって取り組んだものの大半が議会改革の取組である。(上記を参照)

#### ② 平成25年度の取組

##### ・意見交換会の実施

平成23年度から実施されている議会報告会のほかに、商工会及び小中学校のPTAとの意見交換を実施。

##### ・議会報告会実施要綱改正の研究

議会報告会と意見交換会を合体させ「ふれあいトーク」に改編し、報告会の実施要綱の改正を研究した。

##### ・研修の充実

市職員を講師に、「法制執務」・「行政評価」の研修会を実施した。

「まちづくり政策部会」と「地域防災部会」を立ち上げ、勉強会を実施している。

##### ・手話通訳の実施

聴覚障がい者への手話通訳を実施した。

##### ・本会議場内における説明用モニターの設置

議場内にモニターを設置し、モニターに写真等を投影しながら一般質問を実施した。

##### ・市議会だよりの充実

市民に見やすく、親しみやすい市議会だよりを目指して、編集方針を見直し、表紙をカラー刷りするなどの編集方法を改良した。

#### (2) 現在、協議されている議会改革に向けた取組について

##### ・より活発な議員間討議

##### ・ふれあいトークの充実

##### ・議会運営におけるIT化

##### ・行政評価の検証

## 【委員の意見】

- 岩倉市議会は、議会基本条例の検証結果報告を詳細に解りやすく議会だよりに掲載し、市民から議会基本条例や議会改革の取組等の情報発信を行っていることは、まさにガラス張りの議会の実践と思われる。
- 市議会だよりに前年度の取組を整理して掲載し、次年度の重点課題も具体化して掲載していることは、いわば市民と議会の約束にもなり、市民と議会をより密接に結び付ける契機となるのではないかと考える。
- 岩倉市議会は、基本条例の検証及び見直しを議会改革特別委員会を設置して実施しているが、委員構成は、全議員となっており、全議員で協議することが重視されていることから、本市議会で検討及び見直しの検討過程において、全議員が直接参加する手続きを経ることが重要であることを鑑みれば、本市議会が、議会基本条例素案を協議する場として全員協議会を活用したことを踏まえて、検証及び見直しを協議する会議体を考えるべきである。
- 岩倉市議会基本条例では、第26条で基本条例の検証及び見直しを「特別委員会において年1回以上検証する」と明確に規定しており、本市議会にはない会議体を明示して、毎年定例検証の形式を定めていることは評価できる。また、検証時期を条例化せずとも、毎年1月から2月と定めていることは、検証時期を明確に定めていない本市議会条例にとっても検証開始時期の検討に際して参考になる。
- 検証及び見直しは、必要と指摘のある条文だけを取り上げての議論でよいのではないかと考える。そのように実施するためには、それまでに各会派・議員の十分な検討が求められる。
- 日常的に実践の中で検証を常に行っている姿勢は大いに見習うべきものがある。
- 統一地方選挙に伴う本市議会の改選は4月であるため、新人議員への周知徹底や実践の中での認識・理解を深める必要があることから、検証時期については、年度末もしくは、年明けがよいと思われる。

- 本市議会では、逐条解説において、毎年度1回の検討を行うことを想定しているが、現状と条例との比較によって生じる見直しの内容によっては、長期にわたる協議を必要とすることも考えられることから、毎年度1回の検討に捉われるのではなく、制度設計や制度整備を確固たるものとするために、2年ごとの検証及び見直しなどに変更することも検討すべきではないかと考える。
- 岩倉市議会の検証内容は、本市議会において既に制定過程において検討し実施しているものも多い。しかし、それで十分なのかを岩倉市議会を参考に検討すべきではある。
- 岩倉市議会基本条例第12条第3号の文書質問は、会期中及び閉会中を問わず実施できるが、規定に際しては、事前に理事者側との協議・調整が不可欠であると思われるため、慎重に調査・検討が必要ではないかと考える。
- 委員会において、議事録に掲載しないという形で自由討議を本市議会において実施できるかは、慎重な検討を要するが、委員会を休憩し、実施するというのであれば可能であると考ええる。
- 現在、自由討議は「委員会における自由討議に関する運用指針」に基づき、特別委員会と常任委員会でのテーマ別調査に限定されているが、付託議案の審査にも導入できるよう、運用指針の見直しとともに、仕組みづくりを早急に整備すべきである。
- 岩倉市議会が実施している全員協議会及び委員会協議会の会議録の作成は、通年議会を実施しない場合の補完的役割を果たしていると考ええる。この方法を採用するかは、今後の重要な検討課題になるものと考ええるが、他の中間的方法としては、全員協議会をインターネット中継するという昨年の議会運営委員会で視察調査を実施した犬山市議会の方法も検討すべきであると考ええる。
- 閉会中の議会の活動として、全員協議会や委員会協議会を活用されているが、本市議会においては、閉会中に常任委員会がいつでも開会できるように、常任委員会の閉会中の継続審査の議決をしていることから、委員会協議会の設置の必要性はないと考える。

- 岩倉市議会では、議会報告会での議員個人としての発言が行えるように見直しをされているが、本市議会の市民懇談会での見直しについては、市民からの意見を踏まえ、調査・検討する必要がある。
- 議会報告会では、議会全体としての総意を述べることとしているが、最近では議員個人の意見が求められる傾向にある。
- 本市議会の市民懇談会における参加者数と参加者層の拡大についての方策として、岩倉市議会の開催方式が大いに参考になった。今後は本市議会においても、各種団体との意見交換、懇談会の開催の在り方を検討すべき時期が来ていると強く認識した。
- 本会議場での一般質問におけるモニターの活用について、質問・討論の活性化と傍聴者を含む市民等の傍聴者に対し、明確化を図る観点から検討すべきものとする。
- 本市議会基本条例では会議の原則公開を規定しているにもかかわらず、会議の傍聴については、いまだに委員長の許可制であることは、条例の趣旨から矛盾するものであり、岩倉市議会と同様に、会議進行の妨げにならない限り、傍聴規則及び傍聴要綱において、不要な規制は見直しすべきである。
- 傍聴手続きの簡素化を図り、市民への気軽な傍聴を喚起しているが、これは岩倉市と人口規模、地域性、歴史風土など自治体環境が大きく違う本市とを比較すると、本件を本市に直ちに適用することは難しいのではないかと考える。